

## 川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱

(令和 8年 3月31日 決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が市内既存集合住宅に宅配ボックスの設置を行ったことに  
対し、その経費の一部を補助することにより、住宅の居住環境を向上させることで、  
既存住宅ストックの有効活用の促進を図ることを目的とする。

(埼玉県要綱との準拠及び適用条件)

第2条 本補助金の交付については、埼玉県集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱  
(以下「埼玉県要綱」という。)の要件を満たしている場合のみ対象とするものとし  
る。

2 申請者が埼玉県要綱に定める補助対象者として認められない場合、または当該工事  
が埼玉県要綱に定める補助対象工事として認められない場合、市長は本補助金の交付  
を行わない。

3 埼玉県が申請に係る補助金について、減額、取消又は不交付の決定をした場合、市  
長もこれに準じて減額、取消又は不交付とするものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ  
による。

(1) 補助対象住宅 市内に存在する第3条第2号に規定する既存集合住宅で、昭  
和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの又は、昭和56年5月31日  
以前に建築確認を受けた建築物であり、かつ、耐震診断又は耐震改修により耐震  
基準への適合が確認できるものをいう。

(2) 既存集合住宅 市内に存在する、同一棟に2世帯以上がそれぞれ独立して家庭  
生活を営むことができる構造の住宅で、集合住宅宅配ボックス設置補助金申請時に  
竣工済みである住宅をいう。ただし、公的な住宅は除く。なお、独立して家庭生活  
を営むことができる構造の住宅とは、それぞれが専用の玄関、キッチン、トイレ、  
1以上の居住室を有し、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同一棟内の  
他の住宅と完全に遮断されている状態の住宅をいう。

(3) 市民等 第7条に規定する申請者をいう。

(補助)

第4条 本市は、市民等が補助対象住宅に宅配ボックスの設置を行った場合、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象)

第5条 補助の対象となる宅配ボックスの設置経費は、第9条第2項に規定する通知がなされた日以後に契約締結及び着手するものとする。

2 本市で実施している同様の補助制度等の対象となる設置経費は、補助の対象から除く。

3 補助対象となる設置は、交付決定の日が属する年度の2月末日までに完了するものとする。

4 集合住宅向け宅配ボックスの設置に係る国又は他の地方公共団体等が交付する補助金等を受給した、又は受給予定である設置は除くものとする。

5 宅配ボックスについては次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 盗難防止のため、ワイヤー、アンカー等により固定され、容易に移動できないよう設置されていること。

(2) 宅配物の正当な受取人が受領できるよう、鍵、ダイヤル錠、ICカード等の機械式又は電気式のセキュリティ機能を有していること。

(3) 3辺の合計が60cm以上の宅配物を保管できる大きさのボックスを1つ以上有していること。ただし、戸建て向けの宅配ボックス及び置き配バッグは含まないものとする。

(4) 購入日時点で新品であり、かつリースではないこと。

(5) 既に設置してある宅配ボックスの入れ替えを行う場合は、宅配ボックスの機能を向上させるものであること。

(6) 補助対象住宅の住民が等しく利用できるものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象設置経費の金額のうち、3分の1に相当する額で10万円を限度とし、2千円単位ごとに切り捨てて算定するものとする。

2 第8条の規定による交付申請時の設置経費金額と、第11条の規定による工事完了報告時の設置経費金額が異なった場合、金額の低い方を補助対象設置経費金額とする。

- 3 既に設置してある宅配ボックスの入れ替えを行う場合は、旧宅配ボックスの解体撤去費用は設置経費に含むものとする。
- 4 既存集合住宅が複数棟ある場合の補助金の上限は、1棟につき10万円とする。
- 5 設置経費については、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(申請者の資格)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 賃貸既存集合住宅を所有する者で市内の既存集合住宅に宅配ボックスを設置する者、又は建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体の管理者で、市内の既存集合住宅に宅配ボックスを設置する者。
- (2) 申請者が、本市市税を完納している者であること。
- (3) 申請者が、自己の住民基本台帳、市税の滞納に関する処分状況及び補助対象住宅の家屋情報について照会を行うことに同意できる者であること。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助対象設置工事に着手する前に、川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付申請書（様式第1号）に、別表1に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に住宅政策課窓口申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類のほか、補助金の交付に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、申請者に対し、前項による結果について、川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(工事完了報告)

第11条 申請者は、補助対象設置工事が完了した場合、市長が別に定める日までに、川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金工事完了報告書（様式第3号）に別表2に掲

げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、補助金の交付に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(工事書類の審査)

第12条 市長は、第8条の申請書類により工事内容の妥当性を審査し、並びに第11条の完了報告書類により契約内容どおりに施工されたか等を審査するものとする。

(補助金の確定及び通知)

第13条 市長は、前条の審査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金額確定通知書(様式第5号)により、申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、川口市集合住宅宅配ボックス設置補助金請求書(様式第6号)により、市長に補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、申請者に対して、補助金を交付するものとする。

(立ち入り調査)

第16条 市長が必要と認める場合は、補助対象住宅の宅配ボックス設置の状況について、実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による工事完了報告がされなかったとき。
- (4) 申請者より取下げの申し出があったとき。
- (5) 聞き取り調査若しくは工事を行った住宅内への立入調査に応じないとき、又は調査の結果不適正と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、川口市集合住宅宅配ボッ

クス設置補助金取消通知書(様式第7号)により、申請者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(雑則)

第19条 補助金の交付に関する事項について、この要綱に定めのないものについては、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)によるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用上、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (交付申請)

1	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーでの提出も可</li> <li>・作成日が明記されていること</li> <li>・工事費の総額、税抜額、消費税額が明記されていること</li> <li>・宅配ボックスの製造者名、型番が明記されていること</li> <li>・金額や計算に誤りが無いこと</li> </ul>
2	施工前の写真(様式第1号に貼付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配ボックス設置予定場所のL版カラー写真</li> <li>・既に設置してある宅配ボックスの入れ替えを行う場合は、設置してある宅配ボックスの全体像の写真</li> <li>・既に設置してある宅配ボックスを撤去し、新たな場所に宅配ボックスを設置する場合は、設置予定場所の写真及び設置してある宅配ボックス全体像の写真</li> </ul>
3	宅配ボックスの入れ替えを行う場合、追加添付する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に設置してある宅配ボックスの製造者名及び型番がわかるもの</li> </ul>
4	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物に宅配ボックスを設置する場合、追加添付する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準適合証明書またはこれに準ずる書類</li> </ul>
5	埼玉県集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱第6条第1項第4号に規定するその他知事が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事仕様書、位置図、見取図及び設計概要図等の図面類の写し</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
6	工事金額、工事内容に変更があった場合、追加添付する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の見積書</li> </ul>

別表2（完了報告）

1	工事証明書（様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本で提出（コピーでの提出は不可）</li> </ul>
2	契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーでの提出も可</li> <li>・印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第一第二号に掲げる課税文書として、同法に基づく金額の印紙が正しく貼付されていること</li> <li>・工事費の総額、税抜額、消費税額が明記されていること</li> <li>・工事場所、工事名称、工事内訳が明記されていること</li> </ul>
3	領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーでの提出も可</li> <li>・印紙税法（昭和42年法律第23号）第17号文書に該当する場合は、同文書に相当する額の印紙が貼付されているもの</li> </ul>
4	施工後の写真（様式第8号に貼付）	<p>○以下のL版カラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置予定場所に設置された宅配ボックス全体像</li> <li>・盗難防止のために固定されている箇所</li> <li>・鍵、ダイヤル錠、ICカード等のセキュリティ機能部分</li> </ul>
5	埼玉県集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱第10条第2項に規定する知事が定める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品書の写し</li> </ul>